

会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、ボディメイクコンセプトサロン BEAU SOLEIL(ポーソレイユ) (以下本会) と称します。

第2条 (所在地)

本会は、東京都大田区に置きます。

第3条 (運営・管理)

本会の施設は、株式会社 BEAU SOLEIL (以下会社) が所有管理し、運営・管理にあたります。

第4条 (目的)

本会は、本会の施設を利用して、心身の健康維持・増進を図ると共に、自信を持ち生活の質の向上や充実感を得る事を目的とします。

第5条 (施設)

本会には、加圧、ピラティス、ヨガ等の機器等を有する施設を設けます。

第2章 会員

第6条 (会員)

本会の会員は、本会則・細則及び、本会が定めることを遵守することとします。

第7条 (会員資格)

本会の会員は、下記に該当する方とします。

- 1) 心身共に健康な方。
- 2) 本クラブの会員として会社が認めた方。
- 3) 満16歳以上の方。
- 4) 刺墨をしていない方・暴力団関係者でない方。
- 5) 別途定める会費を遅滞なく納めている方。
- 6) 日本語によるコミュニケーションが可能な方。
- 7) 女性の方。

第8条 (会員の種類)

本会会員種別・料金は別途これを定めます。但し、必要に応じ会員種別を変更する場合があります。

第3章 入退会

第9条 (入会手続)

- 1) 本会への入会は、所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を得ることとします。
- 2) 申し込み手続きと同時に、入会金・会費等を会社に払い込むものとします。
- 3) 一度退会手続きをしている会員で再度入会の申込があった場合は通常の入会手続きを要します。

第10条 (入会金等)

- 1) 入会金・会費等は別に定める金額とし、納入された入会金・会費等は理由の如何を問わず一切返金出来ないものとします。
- 2) 会社は会員が支払うべき諸料金を、社会・経済情勢に応じ、変更できるものとします。

第11条 (健康チェック)

入会時に自己(18歳未満の場合は保護者)の、本会利用可能であるか健康チェックを行い、問題がある場合には全て入会前に申し出ることとします。場合により、医師の診断書提示を求める場合が有ります。

第12条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

- 1) 会員資格の有効期間が終了したとき。
- 2) 会員本人より、所定の退会届書提出があったとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。
- 3) 会費の未納が2ヶ月以上続いたとき。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とする。
- 4) 会員本人の死亡、登録法人の解散時。
- 5) 第5章・第24条に従い、会社が本会施設を閉鎖したとき。

第13条(除名・資格の一時停止)

会社は、会員が下記の各号に抵触すると認めた場合、除名・会員資格の一時停止をすることが出来ます。

- 1) 本会の名誉を毀損し、秩序を乱したとき。
- 2) 本会則・細則、その他の会社が定めた規則に違反したとき。
- 3) 会費その他、支払いを滞納したとき。
- 4) 会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

第14条(会員資格の譲渡・名義変更)

- 1) 会員資格は、これを譲渡することは出来ません。
- 2) 会員の名義変更は、これを認めないものとします。

第15条(変更)

- 1) 会員種別変更は、本会規定に従い、変更届け書等、所定の手続きを行うものとします。
- 2) 原則として、月途中からの変更は認めません。
- 3) 変更の受付は、基本的には毎月7日を締め切り日とし、受付月の翌月から種別変更とします。

第16条(休会)

- 1) 休会は本会規定に従い、休会届け書等、所定の手続きを行うものとします。
- 2) 原則として、月途中からの休会は認めません。
- 3) 休会時に支払う休会手数料料は口座振替で支払うものとし、金額は別途定めます。
- 4) 休会の受付は、毎月7日を締め切り日とし、受付月の翌月から休会とします。
- 5) 休会は5カ月間を上限とし、それ以上の休会は認めません。

※但し、妊娠・出産に伴う休会の場合は18カ月間を上限とします。尚、証明書の提出を要します。

第17条(復会)

- 1) 復会本会規定に従い、復会届け書等、所定の手続きを行うものとします。
- 2) 月途中からの復会の場合は当月回数割り分の月会費及び翌月分の会費を現金にて申し受けます。

第18条(退会)

- 1) 退会は本会規定に従い、退会届け書等、所定の手続きを行うものとします。
- 2) 原則として、月途中からの退会は認めません。
- 3) 未納金を有する場合完済の後、退会とします。
- 4) 退会の受付は、毎月7日を締め切り日とし、受付月の翌月から退会とします。

第4章 会員の権利、義務

第19条(会費)

会員は別途定める会費を遅滞なく納入しなければなりません。また、会費は前納とします。

第20条(会費他の支払方法)

- 1) 会費の支払方法は口座振替のみとします。
- 2) 月会費は、口座振替に関し、毎月27日に翌月分会費を引き落とすものとします。
- 3) 会費振替不能時は、e-mail・郵便・電話等で告知し、現金によりご来館の上、該当月10日迄に支払うこととします。
- 4) 会費が支払われない場合は、除名・資格の一時停止を適用します。

第21条(予約のキャンセル)

- 1) 予約日前日の21:00以降のキャンセル(以下当日キャンセル)はキャンセル料を申し受けます。
- 2) キャンセル料は当日キャンセル分のトレーニング1回分を消化とさせていただきます。

第22条(来店時間)

- 1) 予約時間にトレーニングを始められるようにご来店ください。
- 2) 会員の都合により大幅に遅れ来店された場合、トレーニング時間を短縮、またはトレーニングを行えない場合があります。

第23条(本施設への入室)

- 1) お子様の本施設への入室は原則お断りしております。
- 2) ペットの同伴、入室はご遠慮ください。

第5章 付則

第24条(施設の閉鎖・利用制限)

会社及び、本会は協議の上、下記の内容に該当する場合、予告無しに本施設を全部もしくは一部を閉鎖、または、利用制限を行う場合があります。

- 1) 天候・災害・その他により、開館が不可能と認められる場合。
- 2) 本施設の改修・補修・点検等、やむを得ないとき。
- 3) 本クラブの主催する特別行事を開催するとき。
- 4) 法令の制定・改廃・行政指導・社会情勢等やむを得ないとき。経営上、必要と認められたとき。

第25条(免責事項)

会員において、本施設利用時、本施設の安全性の維持管理不備ないし構造上の問題、施設使用に付随する業務遂行により生じた事故以外について本会は一切損害賠償の責を負わないものとします。

第26条(会員の損害賠償責任)

会員の本施設利用の際、会員の責に帰す事由により、本会・第三者に損害を与えた場合、速やかに賠償の責を任ずるものとします。

第27条(変更事項の届け出)

会員は、住所・連絡先等、入会申込書・口座振替依頼書記載の内容に変更があった場合、遅滞なく本会もしくは会社に届ける義務があります。

第28条(運営介入の禁止)

会員はもとより、第3者の合同においてスタジオ運営に関する介入一切の行為を禁止します。

第29条(細則)

本会則に定めていない事項、業務上必要と認められる細則は会社がこれを定めます。

第30条(改正)

本会則の改定・変更等は、会社の定めるところとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

平成30年1月20日

株式会社 BEAU SOLEIL